

参考 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令等担当窓口一覧【2026.4.1 現在】

| 法令名<br>(条番号)                                 | 法規制等の対象となる行為<br>(主なもの)  | 手続区分            | 問い合わせ・手続きの担当窓口   |
|--|---|-----------------|--|
| 自然公園法<br>(20・21・33)                          | 大雪山国立公園内における次の行為<br>・建築物や工作物の新築、改築及び増築<br>・広告物の掲出、設置及び表示<br>・土地の形状変更<br>・木竹の伐採等   | 許可・届出           | 環境省大雪山国立公園管理事務所<br>東川自然保護管事務所<br>(0166-82-2527)  |
| 北海道自然環境等保全条例<br>(25)                         | 北海道知事が指定する環境緑地保護地区等における次の行為<br>・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築<br>・土地の形質変更<br>・木竹の伐採  | 届出              | 上川総合振興局環境生活課地域環境係<br>(0166-46-5920)  |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律<br>(8・9・29)         | 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の行為<br>①国指定鳥獣保護区内の希少鳥獣及びかすみ網を用いた捕獲<br>②上記以外の捕獲  | 許可・届出           | 上川総合振興局環境生活部自然環境課<br>(0166-46-5922)  |
|  | 鳥獣保護区特別保護地区における次の行為<br>・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築<br>・木竹の伐採  | 許可              |  |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律<br>(10)            | 環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為  | 許可              | 環境省北海道地方環境事務所野生生物課<br>(011-299-1954)   |
| 森林法<br>(10の2・10の7の2・10の8)                    | 地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で 0.5haを超えて行われる土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更  | 許可              | 上川総合振興局林務課森林保全係<br>(0166-46-5957)  |
|  | ・地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること。<br>・地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)における立木の伐採  | 届出              | 東川町農業振興課農業振興室<br>(0166-82-2111)  |
| 農地法<br>(4・5)                                 | 農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)<br>農地を農地以外のものにしたたり、採草放牧地を採草放牧地以外のものにしたたりするために行う次の行為<br>・所有権の移転<br>・賃借権、地上権、質権及び使用貸借権の設定や移転   | 許可(市街化区域の場合は届出) | 東川町農業委員会事務局<br>(0166-82-2111)  |
| 農業振興地域の整備に関する法律<br>(13・15の2)                 | 市町村農業振興地域整備計画における農用地域指定(原則、太陽光発電施設の設置を目的とした除外申出はできません。)   | 計画変更、許可         | 東川町農業委員会事務局<br>(0166-82-2111)  |
| 河川法<br>(23～27・29・55)                         | 河川区域内における次の行為<br>・河川の流水の占用(取水等)<br>・河川への排水<br>・土地の占用<br>・土砂等の採取<br>・工作物の新築等<br>・土地の掘削等<br>河川保全区域内における行為の制限<br>・土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状の変更<br>・工作物の新築又は改築  | 許可              | 【1級河川】<br>【国管轄】旭川開発建設部旭川河川事務所<br>(0166-48-2131)<br><br>【道管轄】上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課<br>(0166-26-4925) |
| 東川町普通河川管理条例<br>(9)                           | 普通河川において次に掲げる行為<br>・普通河川の流水の占用<br>・河川敷地の占用<br>・普通河川における工作物の新築、改築又は除却<br>・河川敷地における土石又は土石以外の採取<br>・普通河川における土地の掘さく、盛土又は切土、その他土地の形状を変更する行為<br>・普通河川における土、汚物、染料その他の河川の流水を汚染するおそれのあるものが付着した物件を線上市すること | 許可              | 東川町都市建設課公共施設管理室<br>(0166-82-2111)  |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律<br>(10・24・25) | 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為(住宅、社会福祉施設、学校及び医療機関の建設)  | 許可              | 上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課<br>(0166-26-4925)   |
|  | 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物の建築等をする場合は、構造耐力に関する基準適合や建築基準法の手続等の適用があります。   | 確認(建築基準法)       | 東川町都市建設課建設室<br>(0166-82-2111)  |

|                              |   |       |  |
|------------------------------|---|-------|--|
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律<br>(7) | 急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為<br>・工作物の設置又は改造<br>・のり切、切土、掘削又は盛土<br>・立竹木の伐採   | 許可    | 上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課<br>(0166-26-4925) |
| 砂防法・北海道砂防法施行条例<br>(4)        | 砂防指定地内における次の行為<br>・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為<br>・竹木の伐採<br>・建築物その他の工作物の新築、改築等  | 許可    | 上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課<br>(0166-26-4925) |
| 地すべり等防止法<br>(18)             | 地すべり防止区域内における次の行為<br>・のり切又は切土<br>・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの   | 許可    | 上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課<br>(0166-26-4925) |
| 文化財保護法<br>(93・96・125)        | ・特別天然記念物(大雪山)史跡名勝天然記念物(羽衣の滝)に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合<br>・周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築及び土木工事などの開発事業を行う場合<br>・出土資料が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地を発見した場合<br>※なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地や事業面積が1haを超える場合は、開発事業等の調整を適切かつ円滑に行うため、該当の有無に係らず、事前の届出をお願いします。 | 届出・許可 | 東川町教育委員会生涯学習推進課<br>(0166-82-2111)          |
| 北海道文化財保護条例<br>(14・28・35)     | 道指定有形文化財、道指定有形民俗文化財、道指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為  | 届出・許可 | 東川町教育委員会生涯学習推進課<br>(0166-82-2111)          |
| 東川町文化財保護条例<br>(11)           | 文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等及びその他関係者がその保全に影響を及ぼす行為  | 届出・許可 | 東川町教育委員会生涯学習推進課<br>(0166-82-2111)          |